

令和4年2月 井手町

2月臨時会会議録

井手町議会

令和4年2月井手町議会臨時会会議録目次

第 1 号（2月24日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
議案第1号 工事請負契約について同意を求める件	5
議案第2号 工事請負契約について同意を求める件	14
閉会	17
署名議員	18

第 1 号（令和 4 年 2 月 2 4 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

令和4年2月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

令和4年2月24日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年2月24日午後3時00分 議長 西島寛道

閉会 令和4年2月24日午後3時39分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	奥田	俊夫	8番	中坊	陽
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	坂井	幸一郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
社会教育課長・ 中坊 玲子
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
企 画 財 政 課 長 花木 秀章

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和4年2月井手町議会臨時会

議 事 日 程〔第1号〕

令和4年2月24日（木）午後3時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 工事請負契約について同意を求める件
- 第5 議案第2号 工事請負契約について同意を求める件

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまから令和4年2月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日、汐見町長より2月臨時町議会が招集されました。各議案につきまして、慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、奥田俊夫議員、8番、中坊 陽議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

本日の臨時会に招集告知されております案件は、工事請負契約について同意を求める件2件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今臨時会に提出されました案件の提案理由の説明をしたい旨、申出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 本日、臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在療養中の多くの皆様方にも心からお見舞い申し上げます。

2月20日及び27日までを期限として、京都府をはじめ22道府県で適

用されていたまん延防止等重点措置は、沖縄県などの5県を除き、3月6日まで延長されました。オミクロン株の感染力は極めて高く、2月上旬から、全国的な感染者数については若干の減少が見られるとはいえ、従前と比較して極めて高い水準での感染が継続しているところであります。

本町におきましても多くの感染者が発生しており、感染予防に対して引き続き緊張感を持った取組を進めるとともに、自宅で療養されている方や待機されている方に対しましては、支援物資の配布や相談等の対応を通して、感染等に伴う住民の方々の不安の軽減に努めているところであります。

さて、今回、臨時町議会を招集させていただきましたのは、井手町新庁舎建設工事2件の予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意が必要となったことによるものであります。

なお、詳細につきましては担当より説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から1月分の例月出納検査結果報告が、上下水道課から上水道水質検査結果書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、議案第1号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第1号、工事請負契約について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町新庁舎建設（建築・機械設備）工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、3井総第5号、井手町新庁舎建設（建築・機械設備）工事。2、契約金額、金16億6,417万2,400円、

うち取引に係る消費税額、金1億5,128万8,400円。3、契約の相手方、京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町513、奥村・中和特定建設工事共同企業体、株式会社奥村組、京滋営業所、所長、土屋勝弘氏。4、契約の方法、一般競争入札による契約。

以上、簡単でございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　3回で聞き切れないぐらいたくさん質問があるのですが、まずはこの入札に参加された業者名と入札金額。今回、この方が落札されたということについて、様々な低入札価格調査等があったのではないかと思います。その経過をお願いします。

次に、町内業者とジョイントを組んでおられる奥村組という会社について、他の市町村などの庁舎の建設実績とか、そういうものがあれば教えていただきたい。

あと今回、低入札価格調査制度の実施要綱というものが改定されたということで、京都府のホームページに入札公告が出ているのを見ましたら、新しいほうを見てくださいと書いてあるんですが、井手町のホームページにはまだ古いほうが載ってしまっていて、今、私が例規集のホームページから見たのでは、平成21年8月4日の要綱が載っていますけれども、これは改定されたのがいつで、どうして改定する必要があったのか、どういうところが変わったのか、今回変えたために調査の対象になったというようなことだったのか、経過をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　まず入札に参加された業者、金額でございます。

先ほどもご質問ありましたように、今回、調査基準価格等々入れておりますけれども、予定価格につきましては16億7,800万円、税抜きでございます。調査基準価格につきましては15億4,376万円、これも税抜きでございます。

あと、失格基準価格として15億1,288万4,000円、これも税抜きであります、その価格を設定し入札を行ってきたというところでございます、先ほど質問にありました奥村・中和特定建設工事共同企業体につきましては、先ほど申し上げました15億1,288万4,000円、税抜きでの額でございます。

次に大日本土木・山川特定建設工事共同企業体、15億4,376万円、続きまして、松村組・田中組特定建設工事共同企業体、15億4,376万円、続きまして、公成・松輝特定建設工事共同企業体、15億4,376万1,000円、それと岡野・巖特定建設工事共同企業体、14億9,800万円ということで、奥村・中和特定建設工事共同企業体と現在契約をしているというところでございます。

あと、実績については、すぐに確認させていただきます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) 低入札価格調査要綱に関しましてご質問いただきましたので、そこにつきましては私の方から答弁させていただきます。

本町におきましては、井手町低入札価格調査制度実施要綱というものを平成21年8月に制定しております。今回、この大型工事に併せまして、令和4年1月14日付で要綱の方を改定させていただいております。

改定している内容、改正点につきまして、主な点が2点ございます。1点は調査基準価格の設定の方法でございます、もう一つが失格基準価格の設定、この2点でございます。

調査基準価格の設定につきましては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときの基準価格として設定することになっておりまして、契約ごとに60%を予定価格としていたものを、今回の改正で税抜き予定価格の算出の基礎になった直接工事費の10分の9.7、共通仮設費の10分の9、現場管理費の10分の9及び一般管理費の10分の5.5の合計値の1,000円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じた額という形で改正させていただいております。

また、併せまして、契約内容に適合した履行がなされないと認めるときには、その基準価格となるものを失格基準価格ということで定めさせていただいております。

これらの理由につきましては、工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せ防止を目的として導入させていただいているもので、これまでから国や京都府などで導入されております。

本町におきましても、先ほど申しましたとおり平成21年に導入しておりますが、現在、国、府及び府内の市町村におきまして、中央公契連モデル式というものを採用して計算されているということから、大型建築工事に当たりまして、今回改正させていただいたものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 先ほどの実績の関係でございますけれども、まず国土交通省近畿整備局、京都営繕事務所が発注しました平城宮跡歴史公園平城宮跡展示館建築工事をされておられます。

それと奈良県県土マネジメント部、奈良県の発注ですね、(仮称)登大路バスターミナル新設工事を発注されているのを受注されておられます。

それと、和歌山県和歌山市の市民会館(仮称)市民文化交流センター新築工事を受注されているというところでございます。

調査の中でも現在、八幡市の新庁舎の工事の施工をしておられるというところが情報としては入っております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありますか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 低入札価格調査制度ができてから随分時間がたっていて、それで今回、直前に、この入札公告をされる本当に4日ほど前に改定されておられるわけですよ。この工事に併せてということですけども、造成工事なんかはそういう対象にはならないんですか。

今年6月にも庁舎の造成工事、かなり大きな額の工事でしたけども、そういう工事については、建設以外は調査基準価格や失格基準を設けなくて、6割だったら大丈夫みたいなままでいったというのは、そういうところの変える必要がなかったのかどうか一つ。

それと、それに基づいて決められた調査基準価格と、失格基準価格と、先

ほど説明があった五つの企業体が入札された額、それが非常にぴったりと合っているわけです。まず、落札した業者はちょうど失格基準価格どおりではないですか。1円でもこれを下回ったら失格ですよ。だからぎりぎりに入れておられると。でも、その調査にはもちろんかかっておられるわけですが、調査対象にはなったので。

ほかの業者、今回落札できなかった、それよりも高い額を入れられた業者も、2者は調査基準価格そのままですよ。ちょうど同じ額です。これは逆に1円でも上回っていたら調査の必要はないということですよ。なるいところなのかもしれないけども、もしここが一番下だったとしても、調査にかかるかどうかというぎりぎりのところなんですよ。

業者にしたら、調査にかからないほうが、すんなり落札できたほうがいいですよ。調査にかかったらその後どうなるのかと。その業者が落札した後、十分これは品質確保できるということで今回契約するわけですが、やっぱり調査にかかっているというようなことで、十分そのとおりに施工してただけなのかどうか監視が要するというか、それは調査がなかったときと比べては違うと思うんです。そういう規定は本町の場合は設けているのか、どのように今後きちんと工事をやってもらっているかどうかというようなことを見ていくのか。

それと、後先になりましたけど、調査にかかったら何を調査するんですか。それをお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡久) まず、造成工事では前の制度ではという問いにつきましては、今回、予定価格が16億7,000万円程度ということで、非常に大型の建築工事であったということで、先ほども申しました工事の品質確保や下請業者のしわ寄せ防止のためにこのタイミングで改正させていただいたものでございます。

制度の中身でございますけれども、先ほど私が申しました、直接工事費に一定の率を掛けたものなり、一般管理費に一定の率を掛けたものの合計値と申しておりますけれども、その額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額以下とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合につきましては10分の7.5を乗

じた額以上とするということで、一定の幅を持たせていただいている制度で
ございます。

なぜぴったりかということは、その理由はよく分かりませんが、積
算をされた結果、そのような入札の金額になったかというふうに考えており
ます。

なお、今回の失格基準価格につきましては、調査価格の98%という形で
公告でうたわせていただいておりますので、そのような率で計算されたので
はないかと思われます。

それと、今回の調査が終わった後、どのような形になっていくかというこ
とにつきましてですけれども、請け負われる予定の業者につきましては公告
の時点で、調査をした場合にどのような対応をしていただくかということ
を書かせていただいております。

具体的に申しますと、工事現場の安全管理や下請への技術的指導充実のた
めに、補助技術者として通常配置すべき監理技術者などとは別に、同等の資
格を有する技術者を現場に配置することとしております。具体的に申します
と、今回の場合、2者のジョイントでされることにつきまして、技術者は2
名ということになるんですけれども、調査を経て契約する場合につきましては
4名体制という形になります。

また、今回の工事につきましても前払金というものが発生しますが、通常
であれば4割のところを2割の前払金とすることで公告をさせていただいて
おりまして、その条件を読まれた上で調査の対象となっております。

また、これに伴いまして、私どもの体制につきましても、逐次現場の方を
確認したりということが発生してまいりますので、安全に、かつ、今のしわ
寄せ防止等々を逐次確認していくこととなろうかと思っています。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 今回、地元とのJVであるということで、大変結構だど
いうふうに感じております。先ほども質問が出ていましたけども、今使っ
ている積算ソフトが皆さん一緒なので、大体同じ額が出てくるのはしょうが
ないというふうに感じております。

ただ、今回低入札になったということで、落札率によって今後、変更契約、変更が現地で出てきた場合、落札率を掛けていきますと、非常に低い額の変更になってしまって、やる業者にとって自分の首を絞めていくことになりかねないような結果になると思うんです。どうしても落札率によって変更をするのは仕方がないんですけども、材料の高騰とかそういったものを検討した場合、あくまでも変更が出た場合に四角四面でいくのか、そのときの状況に合わせて、やっぱり業者も困るだろうと思いますので、やっていかれるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

材料高騰等、特に最近ちまたでも、コロナの影響という話で高騰しているというふうにお聞きはしております。国の方から、高騰の率によりまして、価格の変更をする場合の規定というものがありますので、その指示等々がありましたら対応させていただくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 今質問が出た今回の落札率と、その落札率によって変更契約を打つのに制限があるというのはどういう仕組みなのか、幾らまでの変更なら認められるけど、幾らは駄目とかいう、そういう決まりがあるんだったら教えてください。

それと、今回開札されたのが2月10日午後2時だと書いてあるんですが、その後、落札者が決定したのが16日というふうに京都府の資料を見ますとありますけども、その間、連休もありますし、非常に期間が限られていたと思うんですけど、先ほどちょっとお聞きした中に十分説明がなかったと思うんですが、低入札価格調査にかかったらどういうことをこちらは調査するのか。

それと、もう一つ別の質問で、発注審査会ですけども、今回、基準価格の、いろんなソフトでどれを使ってもみんな一緒に出てくるという話がありましたけど、それを発注審査会で、9.24とか7.5とかの範囲を、また幅を

持たせてというのを決めるわけですよ。それは今回は積算価格の、さっき言われた合計掛ける幾らの調査価格になっているのでしょうか。それが分からないと、やっぱり最後の最後に掛ける幾らというのが分からないと、幾らソフトが一緒でも、みんな計算が変わってくるのではないのでしょうか。

この調査価格や失格基準価格を決める人は結局誰なんのでしょうか。事前にそれを決めますよということはみんな公告でお知らせをしているんですけども、事前に知る立場にある人は何人ぐらいいるんですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) まず変更の規定についてはということでございますが、内容を見させていただきながら、今後どのような変更が出てくるかというのは現時点では分かりませんので、その内容を見て判断させていただくことになると思います。

二つ目に、2月10日の開札以降、16日の決定までに、この間どのようなことをということなんですけども、2月10日に開札をさせていただいております。公告文の中にも書かせていただいているんですけども、2月14日の正午までに調査に係る資料を提出するように書かせていただいている関係で、2月14日の正午に業者の方から資料が提出されております。その調査資料が出てきたところにつきましては、「事情聴取を行い」というふうに変更にも記載させていただいております。実際に入札を入れられた方をお呼びしまして、その出された資料の中身をヒアリングさせていただいた後に、16日に落札決定を打たせていただいたと、そういう順番でございます。

発注審査会についてでございますが、先ほど申しました価格につきましては設計価格でございます。設計書を知る立場の者が、計算式によりまして計算をしております。誰が決めたかというのは発注審査会の方で決めておるということで、知り得た人間は発注審査会の会長でございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) さっき聞いたのもう一つ分からなかったのが、入札の公告などにも低入札価格調査基準価格の計算書というのがついているわけ

です。さっき言われた計算式が書いてありますけども、そのとおりに決まる
とは限らない、そのとおり、その額に0.92とか0.75とかを掛けると
いうことではないんですか。

今回の役場の建設工事については、設計の公告についていた低入札価格調
査基準価格の計算書どおりの価格が調査価格なのだと、その0.98が失
格基準だということで間違いはないのか確認をしたいと思います。

それと、さっき落札率は何%かという説明がなかったので、計算したら
いいんですけど、教えてください。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) 谷田議員の今の質問の中の、前半の低入札価格調査基準
価格の計算書に基づきという点につきましては、私ども、その計算書に基づ
き計算をしております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 落札率でございますが、90.16%でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 計算書に書いてあることを読み上げます。

計算式があって、その計算で得た額を調査基準価格とする。ただし、その
額が予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2、予定価格の
10分の7.5に満たない場合であっては10分の7.5を乗じて得た額以
上とするとあるので、そういう最後の掛け算はしないでそのままなのか、た
だし書は適用されていないのかということを知りたい。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 今のご質問でございますけれども、基本的には、その
計算式で計算した金額が予定価格の92%を超えている場合は92%、下回
る場合については75%という形のモデル式になっております。ですから、
その範囲内で設定していると、そういう意味です。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 賛成の立場で討論します。

役場の建設工事は大変重要な工事で、低入札価格調査の意義というのは、目的というのは、ダンピングの防止と品質確保だということでありました。下請、孫請に至るまで影響を受けるわけですから、今回調査がかかるというような事態があったということは、やはりかなり緊張してこの工事の施工に当たっていかねばいけない。

請け負っていただいた業者にもそれは非常に強く自覚をしてもらわないといけないし、役場の側もそれをきちんと自覚して、先ほどおっしゃったように今後きちんと見ていくと、役場としても検査していきますよということをしっかりやってほしいということをお願いして、賛成します。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第1号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第1号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第1号は同意することに決定しました。

次に、日程第5、議案第2号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第2号、工事請負契約について同意を求

める件につきましてご説明申し上げます。

井手町新庁舎建設（電気設備）工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、3井総第6号、井手町新庁舎建設（電気設備）工事。2、契約金額、金3億5,640万円、うち取引に係る消費税額、金3,240万円。3、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪6、株式会社小川電気商会、代表取締役、小川 督。4、契約の方法、一般競争入札による契約。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今回の入札に応募された他の業者の名前と入札金額、今回落札された方の落札率、これも調査の基準価格等を決められたのかどうかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ただいまの質問でございますが、まず今回、調査基準価格等の設定はしております。

予定価格につきましては3億5,090万円、税抜きでございます。調査基準価格につきましては3億2,154万1,000円、これも税抜きでございます。失格基準価格としましては3億1,511万円、税抜きでございます。

それで、参加業者ですが、株式会社小川電気商会、先ほど申しました3億2,400万円で税抜きの落札業者、92.33%でございます。

続きまして、西工株式会社様、3億2,650万円でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） この契約に限らず、低入札価格調査というのと併せて、最低制限価格を設けて入札をする工事なんかもあると思うんです。どういう場合には低入札価格調査で、どういう場合には最低制限価格というのを設けるのか、どう違うのか、本町の場合は特に幾ら以上とか、そういう決まりがあるのかどうかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

低入札価格要綱によります入札につきましては、今のところ、これまでから、予定価格5,000万円以上のものについては導入を考えております。それよりも以下につきましては、最低制限価格によります入札というふうに考えております。

なお、最低制限価格と申しますのは、その金額よりも下回った場合につきましては的確な工事ができないという判断で失格になる形をとっておるのが最低制限価格の制度でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第2号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第2号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第2号は同意することに決定しました。

お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。

よって、これもちまして令和4年2月井手町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時39分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 奥 田 俊 夫

署名議員 中 坊 陽